### 文化庁月報 №.414 3

#### CONTENTS

文	化人の本音	河合隼雄文化庁長官	対談			
		<b>长長邦雄</b> さん●棋士				
大	衆に受け	<b>}継がれて</b>				-4
	長官コラム	文化庁の抜穴・・				.9
				72 EET	片について	
i.	果取火	ログ国語	さらくん	3)型儿	向について	
	<b>上庁提言</b>					
		施策をめぐる	動向につい	۰۰ <b>۲</b> ۲۰	山口 敏・1	i C
解		. 10 alia / 10 t	ا جدوس سر ما	I	H A MORNIE	
		時代に求めら	れる国語プ	クにつ		1 2
	番譲経道の <sup>策紹介</sup>	概要	(	• • • • • • • • •	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・文化部国語課・1	12
		い換え提案(ロ	中間発表)(	こつし	て相澤正夫・1	15
有詞	<b>畿者提言</b>					
<u>_</u>	とばにつ	いてのワーク	/ショップ・		やすみりえ・1	17
事例	列紹介					
Z	とばの教	で開を目指し	, 7		常盤 豊・1	8
Ī	言葉」にこ	いて考える体	ぶ験事業に1	ついて	,林田満美子・2	20
	ことばの探検の			忞	「自由利用マーク」について 各地方公共団体の文化振興に関する	33
連載	もとは擬音	吾!	山口仲美・22	造	各地方公共団体の文化振興に関する	
	インタビュー	未来の扉⑫		크	条例の制定状況について	
		画監督) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		ス		36
	美術館からの提乳	ジアム 美術館・博物館			東京国立近代美術館 展覧会 <b>映画遺産</b>	
		系 体缺型鑑賞教材1日 記念五浦美術館			東京国立近代美術館フィルムセンター・コレクションより・・・	37
					国立西洋美術館 織りだされた絵画	
		5 舞台を支える人たち を英語で言うと?	12)		国立西洋美術館所蔵 17-18世紀タピスリー・・・	38
		と 突記 くら ノこ:	坂元理人・27		東京国立近代美術館 青木繁と近代日本のロマンティシズム・・・	3 C
		乍権契約(第6回)…		イベ	東京国立近代美術館	
	· ·	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		シ	今日の人形芸術 想念の造形 国立国際美術館	40
		埼玉県川越市)		案	企画展 鴫 剛 もう一つの眼差し	41
	日本の伝統美	≤技を守る人々 選定保	存技術保持者編24		東京国立博物館	
	奥井五十吉	(左官 (漆喰塗))	30		特集陳列 康円作文殊五尊像 ······ 京都国立博物館	42
		新進芸術家在外研修		, C.	特別展覧会 弘法大師入唐 1200年記念	4.0
	************	·····	条永明日夏・31		空海と高野山 奈良国立博物館	43
		文化の魅力発見、発信③ 間待ち阿刀田			春季特別展	
	時間待ち・		…阿刀田局・32		女性と仏教 いのり と ほほえみ	44
		平成 13年度文化庁メディ	ア芸術祭賞	新国	国立劇場スポットライト45	5
今	月の	マンガ部門大賞		4月	の国立劇場46	5

『F氏的日常』 ©福山庸治/河出書房新社

題字デザイン 桑山弥三郎

イラスト/須田博行

# 各地方公共団体の文化振興に関する の制定状況

主体となって行われるものであることを踏まえ 芸術の振興のために必要な施策の推進を図る 施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化 域の特性に応じた施策を策定し、 携を図りつつ、自主的かつ主体的に、 の責務として「地方公共団体は、 体の文化芸術の振興について、 日法律第一四八号)においては、 を実施することを求めているものです。 に把握、判断し、それらに応じた必要な施策 れぞれが地域の文化芸術活動の状況等を適切 は地域の歴史、特性等を活かして地域住民が しています。これは、各地域の文化芸術活動 よう努めるものとする。」(第三五条)と規定 「地方公共団体は、第八条から前条までの国の る責務を有する。」(第四条)、その施策として のっとり、 文化芸術振興基本法(平成一三年一二月七 このようなことから、 地方公共団体の文化行政においては、そ 文化芸術の振興に関し、 「文化芸術の振興に関 地方公共団体 基本理念に 及び実施す 地方公共団 国との連 その地

> 積極的な取組を期待しています。 振興基本法を踏まえた各地方公共団体独自の り組むことが望まれる。」と記述し、文化芸術 地方公共団体が連携して文化芸術の振興に取 き施策を進めることや、広域的な視点から、各 化芸術の振興のための基本的な方針等に基づ 芸術の振興を図るに際しては、それぞれの文 る役割を担っている。地方公共団体が、 を振興し、地域住民の文化芸術活動を推進す 域の特性に応じて、多様で特色ある文化芸術 的に、国との連携を図りつつ、それぞれの地 について、 閣議決定)においては、地方公共団体の役割 する基本的な方針」(平成一四年一二月一〇日 「地方公共団体は、自主的かつ主体 文化

ので、その結果を掲載いたします。 条例を除きます)の制定状況を調査しました 営に関する条例、 の文化振興に関する条例(文化施設の管理運 つように、平成一四年度現在の地方公共団体 文化庁では、各地方公共団体の取組に役立 個別の事業の実施に関する

> 関する条例 関する条例一覧地方公共団体の文化振興に

#### 都道県

#### 北海道

等及び市長村に対する援助、北海道文化基 道の責務、施策における配慮、市町村との 北海道文化振興条例 (平成五年度制定 金、北海道文化審議会 文化振興指針策定、民間団体

#### 東京都

の視点にたったまちづくり、文化施設の整備 間団体等との関係、文化活動の促進、文化 基本原則、都の責務、 東京都文化振興条例 (昭和五八年度制定) 国際文化交流の推進 区市町村との関係、 民

#### 富山県

化の振興及び文化活動の条件の整備、 施に係る基本方針、県民文化計画の策定、文 村、民間団体等との関係、施策の策定及び実 基本理念、県の責務、 富山県民文化条例(平成八年度制定 富山県文化審議会 国、他の都道府県、市町 財政

県の責務、 熊本県文化振興基本条例(昭和六三年度制定) 県民、市町村との関係、

基本方針、 化振興審議会 援助及び助成、基金の設置等、 ψ.

### [中核市]

# 秋田県秋田市

振興基本方針、表彰及び助成 市民及び市の役割、文化振興審議会、 秋田市文化振興条例 (昭和五七年度制定) 文化

# 神奈川県横須賀市

の指定等、 活動の場づくり、機会づくり、 市民の役割と自覚、市の役割と責務、文化 文化振興条例 (昭和六〇年度制定) 文化振興審議会 市民文化資産

#### 「市区町

# 北海道士別市

文化活動の促進 体との連携協力、文化活動の振興、 基本原則、市民の役割、市の役割、 士別市文化振興条例 (平成九年度制定) 文化団 自主的

# 北海道苫小牧市

苫小牧市民文化芸術振興条例

(平成一三年度制定)

に対する援助等、 政上の措置、基本方針の策定、民間団体等 基本理念、 市の責務 文化芸術審議会 民間団体等との関係、 財

### 北海道釧路市

釧路市文化振興条例(昭和四九年度制定)

助成、後援、表彰及び買上

# 宮城県気仙沼市

気仙沼市文化芸術振興条例

策形成への民意の反映等 化芸術活動の充実、著作権等の保護及び利 針の策定、 基本理念、 の機会の充実、学校等における青少年の文 公共施設等の建築に当たっての配慮、 文化芸術の振興、市民の鑑賞等 市の責務、 市民の役割、基本方 (平成一四年度制定) 形

# 福島県矢吹町

矢吹町文化・スポーツ振興条例

### 基本原則、町の責務、 文化環境の整備 (平成七年度制定)

# 東京都目黒区

東京都江戸川区 者、障害者等のための芸術文化の振興 基本理念、区の責務、芸術文化振興のため の計画、条件整備、伝統文化の保存等、高齢 目黑区芸術文化振興条例 (平成一四年度制定)

#### 施策の展開、援助等、 江戸川区文化振興条例 (昭和六一年度制定) 愛知県春日井市 顕彰、国際文化交流

春日井市文化振興基本条例

本計画の策定・文化活動の場の充実等、 民メセナ活動の推進、支援 基本理念、市民、企業等、財団、市の責務、 (平成一四年度制定) 市 基

策、 基本原則、市の役割、 津市文化振興条例 (昭和五八年度制定)》 三重県津市 文化環境の整備、 文化振興のための施 文化振興審議会の設

# > 三重県四日市市

振興ビジョンの策定、文化振興審議会 四日市市文化振興条例(平成一四年度制定) 市民、市の役割、財政措置、

# 島根県出雲市

活用、芸術文化の創造・発展、 振興会議等 市、市民、民間団体等の役割、 出雲市文化のまちづくり条例(平成九年度制定) 文化財の保存 出雲芸術文化

# 福岡県太宰府市

権の尊重、地域的特性への配慮、国立博物 興審議会 館との関連、 市の責務、 太宰府市文化振興条例 (平成九年度制定) 市民の役割、 市総合計画との関連、 行政の文化化、 文化振

の制定について情報をいただ

定としております。 例の内容、制定の経緯等について紹介する予 地方公共団体の御協力を得て、 なお、『文化庁月報』では、 来年度から、 各文化振興条 各

きました。 史的景観条例」 前記の他、新潟県小木町からは 「小木町歴

◆長官対談◆

【文化人の本音】河合隼雄文化庁長官対談

【長官コラム 文化庁の抜穴】

重点的な取組

■点的な取組

【文化庁提言】

…高塩

国民の声を背に

平成一五年度の主要な取組

[施策紹介]

【文化ボランティア通信】

◆文化庁ニュース◆

【国宝、重要文化財をもっと楽しむ方法

至 工政策課長

> 【世界遺産の紹介】新連載 本藍染・森義男 【文化体験プログラム支援事業】新連載

◆連載◆

【ことばの探検】 ………山口仲美 埼玉大学教授 【わがまちの文化振興条例】新連載 【著作権の例外について】 新連載 ……富山県

国立国語研究所 [外来語を分かりやすくするための提案] 新連戦 【子どもたちから見た伝統的建造物群保存地区】

【全国発掘調査ホット情報】新連載 【いきいきミュージアム~美術館・博物館事業レポ

文化庁月報 3月号 (通巻414)

平成15年3月25日印刷・発行

編集---文化庁

『文化庁月報』平成一四年度総目次平成一四年度買上作品

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

発行――株式会社 ぎょうせい

本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16

電話 編集 03 (3571) 2126 販売 03 (5349) 6666

URL: http://www.gyosei.co.jp 印刷所―ぎょうせいデジタル株式会社

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、筆者個人の見解であることをお断りいたします。

定価540円 <u>本体514円</u> 送料76円 年間購読料6.480円

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

広告の問い合わせ・申し込み先 (株) ぎょうせい営業部広告課 電話03 (5349) 6657 (ダイヤルイン) ©2003 Printed in Japan ISSN 0916-9849

本誌は本文用紙に再生紙を使用しております。

編集後記

な春です。 春の日差しののですね。 季節は本格的 語施策をめぐる動向につ いかがでしょうか。 今月号は、「最近の国 読書をしてみるのも ただける方が増えるとう 切にする意識をもってい

集を組みました。

れしいです。

けとして、国語を一層大 しょうか。 況を皆様はどうお考えで最近の国語をめぐる状 今月号の特集をきっか

お詫びと訂正

誤 演劇部門新人賞

平成一五年二月号「未来の原」中で、二五頁の中川鬼教さんのプロフィールに誤りがありました。お詫びとともに、訂正させていただきます。 (正)第57回文化庁芸術祭賞

文化庁では、ホームページで、文 化庁に関する情報を幅広く提供し ています。ご意見、文化庁月報の 感想などを、ホームページのご意 見欄へお寄せください。

●ホームページアドレス● http://www.bunka.go.jp